

第 169 回 福島県都市計画審議会

日時 平成 26 年 10 月 17 日 (金)
時間 午後 1 時 30 分より
場所 福島県庁本庁舎 2 階
第一特別委員会室

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、只今より第 169 回福島県都市計画審議会を開催いたします。

本日の審議会の開催にあたりまして、委員の皆様方におかれましては、御多忙中のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の荒川と申します。どうぞよろしくお願い致します。

はじめに、事務局の方から傍聴人の方々に申し上げます。お配りしております福島県都市計画審議会傍聴要領の内容に従いまして遵守して審議会の傍聴されますようお願い申し上げます。

まず、委員の皆様にご配布しております資料のご確認をお願い致します。

まず、次第、それから、本日の第 169 回福島県都市計画審議会議案書、資料 1 (議案第 1983 号いわき都市計画道路の変更について)、資料 2 (議案第 1984 号いわき都市計画河川の変更について)、資料 3 (議案第 1985 号特殊建築物の敷地の位置について)、それから、参考資料として 1 枚お付けいたしております。よろしいでしょうか。次に、審議会の開催に先立ちまして、福島県都市計画審議会条例第 3 条第 2 項による任期満了及び人事異動によりまして、この度 9 名の方が、再任あるいは新たに就任されましたのでご紹介させていただきます。

都市計画部門におきまして、新たに、福島大学共生システム理工学類准教授の川崎興太委員が就任されました。なお、本日は、所用により欠席されております。それから農業部門におきまして、新たに、福島県女性農業委員協議会副会長の根本友子委員が就任されました。本日は、所用により欠席されております。法律部門からは、引き続き福島県司法書士会の森恭子委員が就任されました。社会学部門におきまして、新たに、福島大学行政政策学類准教授の橋本撰子委員が就任されました。医療福祉部門からは、引き続きいわき明星大学人文学部教授の菊池真弓委員が就任されました。なお、本日は、所用により欠席されております。商工部門からは、引き続き福島県商工会議所女性連合会の阿部君江委員が就任されました。経済部門からは、引き続き帝京大学経済学部教授

の山川充夫委員が就任されました。地域づくり部門におきましては、新たに、特定非営利活動法人素材広場理事長の横田純子委員が就任されました。なお、本日は、所用により欠席されております。福島県町村議会議長会会長の交代によりまして新たに、相馬郡新地町議会議長の目黒静雄委員が就任されております。なお、新たな委員名簿につきましては、議案書の 8 ページに記載してございます。よろしく願いいたします。

続きまして議事に先立ちまして、会長の選出についてご説明させていただきます。会長に就任していただいております山川委員が任期満了となりまして、改選になりましたことから、現在は会長不在の状況となっております。本審議会において改めて会長を選出することになります。

福島県都市計画審議会条例第 4 条第 1 項の規定に基づきまして、会長は学識経験のある者のうちから委員の選挙によってこれを定めるとなっております。新たな会長の選出まで、引き続き進行をしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(意義なし)

(事務局)

皆様方におかれましては、円滑な議事進行についてご協力の程よろしく願いいたします。

本日の出席委員は 13 名で、うち代理出席者は 5 名でございます。

これは福島県都市計画審議会条例第 7 条第 2 項に定める定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立しております。

それでは、只今から会長の選出を行います。

会長につきましては、福島県都市計画審議会条例第 4 条第 1 項により、学識経験のある委員の中から選挙により選出することとなります。

学識経験のある委員に該当する方は、1 番川崎興太委員、3 番佐藤玲子委員、7 番根本友子委員、8 番森恭子委員、11 番橋本摂子委員、14 番菊池真弓委員、16 番阿部君江委員、18 番山川充夫委員、19 番横田純子委員、以上 9 名の方々でございます。そのうち、本日出席されております 4 名の方の中で、会長へ立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

立候補がないようでございますので、9 名のうち、どなたか会長へご推薦あればご推薦していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(9 番 森委員)

9 番森です。前会長を務めていただいた委員の山川先生に、引き続きお願いし

たいと考えております。

(事務局)

只今、山川委員との推薦がございましたが、委員の皆様、ご意見等いかがでしょうか。

(意義なし)

(事務局)

異議なしとの声があります。

それでは、ご意見等が無いようでございますので、山川充夫委員を会長とすることよろしいでしょうか。

(意義なし)

(事務局)

それでは、ご異議がないようでございますので、本審議会会長は、引き続き18番の山川充夫委員に決定いたしました。

皆様には円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございます。

それでは、山川会長、議長席の方へ御移動をお願いします。一言御挨拶をお願いいたします。

(山川会長)

山川でございます。引き続き重要な役割をやらせていただき、誠心誠意、努力したいと思っております。

ご承知のように福島県は、東日本大震災及び東京電力福島第1原子力発電所事故による放射能汚染と、様々な大きな問題を抱えております。

特に、都市計画審議に当たりましては、これの復旧復興ということで私ども、大変重要な役割を担っていると思っております。

福島県の復旧復興、それから更に新しい展開ということを展開しながら、皆様方と十分議論した上で、いろいろな決定をしていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

次に、会長職務代理者を定めたいと思っております。

福島県都市計画審議会条例第 4 条第 3 項に基づきまして、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときにつきましては、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっております。つきましては、山川会長よりご指名をお願いいたします。

(山川会長)

それでは、本日は欠席されておりますけれども、川崎委員にお願いをしたいと思っております。よろしくご確認をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、議事に移らせていただきます。

福島県都市計画審議会会議運営規則第 5 条に基づきまして、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、山川会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただくということでよろしいでしょうか。

(意義なし)

(議長)

御異議がないということでございますので、御指名申し上げます。

8 番の森恭子委員、11 番の橋本摂子委員のお二方にお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

次に、議案の審議に入らせていただきますが、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際には、委員の議席番号、目の前にあると思いますが、委員の議席番号、氏名、この 2 つを発言されてから、内容について発言されるようお願いいたします。

それでは、議案書の目次をお開き願います。

本日は、議案 3 件、報告事項 1 件を予定しております。

議案書の 1 ページをご覧ください。

本日ご審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました 3 件であります。

そのうち、東日本大震災復興特別区域法第 48 条第 7 項第 1 号の規定に基づく

議案が、議案第 1983 号「いわき都市計画道路の変更について」、議案第 1984 号「いわき都市計画河川の変更について」の 2 件であります。

また、建築基準法第 51 条の規定に基づく議案が、議案第 1985 号「特殊建築物の敷地の位置について」の 1 件であります。

それでは、議事の審議に入らせていただきます。

まず、議案第 1983 号「いわき都市計画道路の変更について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。福島県都市計画課の加藤でございます。

どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、スクリーンをご覧ください。

なお、スクリーンと同じのものを、お手元の資料 1 にまとめておりますので、資料 1 の方では 1 ページをご覧ください

議案第 1983 号いわき都市計画道路の変更について 3・4・111 号 勿来小浜線が対象でございます。

2 ページをご覧ください。

これは、いわき都市計画区域の総括図でございます。赤色の線が都市計画道路勿来小浜線です。この道路は、いわき市勿来の中心部から岩間海岸を通りまして、いわき市小浜町を終点としました延長 9,820m の幹線街路でございます。今回の変更箇所は、震災で被災し、現在復興事業を行っている岩間地区でございます。

3 ページをご覧ください。

これは岩間地区の復興まちづくりの概要図でございます。東日本大震災の津波によりまして、被災した本地区をまず紫色の部分の海岸堤防、緑色の防災緑地を設置しまして、その陸側のオレンジ色の部分が、本議案である都市計画道路勿来小浜線でございます。そして、背後の黄色の部分が住宅地として整備する箇所です。左下にそのイメージ図がありますが、海側から、海岸堤防、防災緑地、道路、住宅地等となります。右下の画像を使いまして、わかりやすく説明したいと思いますので、スクリーンをご覧ください。

資料の方では、4 ページになります。

この海岸では、高さ約 7m の津波が押し寄せまして、海岸線の防波堤は破壊され、右側のこの地区の集落などについて、134 家屋が被災し、その 4 割が全壊いたしました。その復旧・復興事業といたしましてまず、土地区画整理事業の整備区域を決定し、次に陸側の都市計画道路勿来小浜線を整備、そして、海岸に海岸堤防、防災緑地の順に整備していきます。その背後、黄色の部分が住宅地

となっております。本地区の形状といたしましては左側の地区は低く、右側の地区が急激に高くなっております。この区間では、道路は盛土を行いまして、路面が高く、道路敷地も広がっております。これがこの区間の整備イメージ図です。防災緑地よりも、道路が高くなっております。

5 ページをご覧ください。

勿来小浜線の変更内容を説明いたします。本路線の変更区間は、全体延長 930 mです。まず、小名浜側から延長 275mの区間につきましては、道路の法面に避難路を設置するため、道路幅が広がり最大幅員 57mから 70mに変更になります。また勿来側の延長 655m区間につきましては、防災緑地との調整によりまして、道路の路肩部 1mを拡幅することから、本区間の幅員を 14m～21mだったものを、15m～22mに変更するものでございます。

6 ページをご覧ください

まず、避難路設置のための道路幅の変更につきまして説明いたします。平面図で緑色に染められた部分が防災緑地、薄赤色の部分が今までに決定された道路の部分です。赤色の部分が変更であり、防災緑地側へ拡大する道路の部分でございませう。

防災緑地につきましては、地域住民による利活用検討委員会を開催いたしまして、防災緑地を将来に渡り、地区の地域資源として、有効に利用するため、検討を重ねております。その1つといたしまして、薄い線が入っていますが、防災緑地内に散策路を設けることになっております。この散策路を利用されている方々が津波などが起こった場合、避難するため、道路に登る避難路を設置することになりました。イメージ図で説明しますと、右側の防災緑地から道路へ避難するためには、場所によっては、高低差が約 10m程度あるところがあります。階段を 3 箇所ほど設置いたしますが、階段が使えない方々のために、スロープ状の避難路を法面に並行に設置いたします。

7 ページをご覧ください。

こちらは、道路の最大幅員部の横断図でございませう。避難路が重なる 2 箇所分と、法面の下にある排水工の位置の変更を合わせた幅が拡幅となりまして、最大幅員部の幅員が 57mから 70mに変更となります。

8 ページをご覧ください

次に、勿来側につきまして、道路の路面が、こちらの防災緑地より低いことから、道路に避難路を作る必要はございませうが、防災緑地の詳細な位置が確定したことから、延長 655m間に路肩部の変更が生じました。

9 ページをご覧ください。

これは本箇所の道路横断図です。

当初、都市計画の幅の決定にあたりまして、終点側と同じく、法面の下で決定する予定でしたが、道路右側の防災緑地の詳細位置や、点線になっておりますが、左側の私有地の高さが、未確定でございましたので、車道と歩道を合わせた路面の幅 14m で、当初、都市計画の幅員を決定いたしました。下の図ですが詳細設計で、防災緑地及び私有地の詳細が確定したため、防災緑地側は道路として路肩 1m を確保するというのと、私有地側につきましては道路の高さと同じでございますので、こちらを有効利用ができるようにいたしまして、排水構造物の端を境界とし、幅員 14m を 1m 増やし 15m に変更するものでございます。以上で資料の説明を終わります

次に 議案書の説明を行います。

議案書の 2 ページをお開きください。議案第 1983 号いわき都市計画道路の変更について、都市計画道路中 3・4・111 号勿来小浜線を次のように変更いたします。種別 幹線街路 名称 番号 3・4・111 号、路線名 勿来小浜線。位置、起点 いわき市勿来町窪田田中、終点 いわき市小浜町東ノ作、区域 延長 約 9,800m、構造 構造形式 地表式、車線数 2 車線、また、幅員 18m これは代表箇所の幅員でございます。車線数の内訳の車線別延長、構造形式の内訳の位置、延長、いずれの項目にも変更はございません。ただ、最大最小幅員につきまして、右下の覧になります。14m から 57m であったものが 14m から 70m に変更となります。

3 ページをご覧ください

理由につきましては、先ほど資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

また、参考といたしまして、都市計画案の縦覧及び意見書の提出でございますが、平成 26 年 9 月 9 日から平成 26 年 9 月 24 日まで、案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

(議長)

只今の説明にご質問、ご意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。確認ということでも結構です。

(議長)

はい、どうぞ

(4 番 品川委員)

4 番品川です。道路の高さは海面から何mになるのですか。

(議長)

はい、事務局

(事務局)

基準高でちょっとわからないのですが、先程言った防災緑地よりも、最大約13m高くなります。

(議長)

はい、どうぞ

(4番 品川委員)

4番品川です。防災緑地は海面から、水面からの高さは何mですか。

(議長)

はい、事務局

(事務局)

場所によって違いますが、堤防高が(PP+7.2m)になっておりますので、防災緑地高は最大7.2mのところにつきましては、その高さを確保したものになっております。

(議長)

はい、他どうぞ

(10番 勅使河原委員)

10番勅使河原です。確認のためにお伺いします。最後のページの6番のところです。道路部分と防災緑地の管理境界の変更のところを読んだのですが、これは道路側と防災緑地の管理者は誰になるのかがまず1点、それと14mから15mにして1m部分を道路管理者で、持つということだと思っておりますが、この1m部分を管理するのは防災緑地側ではだめなのか、14mから15mにする1m部分を、道路管理者で持つ意味があれば教えてください。

(議長)

はい、事務局

(事務局)

お答えします。まず管理者は、防災緑地、道路とも県になります。それで1mのステップは将来、側溝の改修等で掘削したりしますから、そういうものを含めて、余裕幅、管理上の余裕幅ということで、1mを確保させていただいております。

(議長)

はい、どうぞ

(10番 勅使河原委員)

10番勅使河原です。わかりました。そうすると道路の利用上から考えれば当然ながら、3.5mの歩道幅員があるのですが、1m部分の管理界をずらさないという考えは、成り立たなくてもいいということですか。余裕分で1mを道路側で持っていればいいということでしょうか。

(議長)

はい、事務局

(事務局)

都市部や住宅街ですと、この辺の余裕は取らず、官民境界を定めますが、このような地区であれば通常ステップとして管理分の1mを取っております。通常は掛蓋をしますから利用する上では、そこを跨いで利用しても特段利用上の支障はありませんが、ただ蓋等がないとなかなか思うようには利用できません。通常、支障はないということです。

(議長)

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは、他にご意見もないようですので、議案第1983号についてご異議ございませんでしょうか。

(意義なし)

ご異議なしと認め、議案第1983号いわき都市計画道路の変更については、原案のとおり同意するということに決定いたします。

それでは、次の議案に移らせていただきます。議案第1984号のいわき都市計画河川の変更についてでございます。事務局より説明願います

(事務局)

それでは、またスクリーンの方をご覧ください。

なお、スクリーンと同じのものを、お手元の資料2にまとめておりますので、そちらの1ページをお開き下さい。

議案第1984号いわき都市計画河川の変更について、3号諏訪川でございます。2ページをご覧ください。

こちらは、いわき都市計画区域の総括図でございます。中央部の赤線の部分が、都市計画河川諏訪川でございます。本河川は豊間地区の中心部を流れる延長490mの河川でございます。

3ページをご覧ください。

これは豊間地区の復興まちづくりの概要図でございます。先ほどの岩間地区と同じように、まず、紫色の海岸堤防、緑色の防災緑地、茶色の部分が、都市計画道路豊間四倉線、及び小名浜豊間線となります。そして背後の黄色の部分が住宅地となっております。諏訪川は、本地区の中央部を流れておりまして、青色の部分になります。右下にそのイメージ図がございます。右上の画像を使いまして、わかりやすく説明したいと思います。スクリーンをご覧ください。資料4ページになります。この海岸は、いわき市内最大の高さ約8.6mの津波が押し寄せまして、主に黒い線の主要地方道小名浜四倉線の東側で、861家屋が被災し、その約7割が全壊、そして、うち4割が流出しました。その復興といたしまして、まず土地区画整理事業の整備区域を決定いたしまして、海岸に海岸堤防、そして、防災緑地、都市計画道路豊間四倉線、小名浜豊間線を整備いたしまして、その背後が住宅地となっております。また、市の方で都市公園と市道の整備を行っております。津波は海岸中央部にある諏訪川を駆け上りまして、集落の奥まで被害をもたらしたことから諏訪川の復旧事業を行ってまいります。

5ページをご覧ください

諏訪川の変更内容を説明します。

変更点は、3つございます。1つ目が、河口部における河川区域の拡大による変更でございます。2つ目が、道路橋梁の橋台背面箇所を、河川区域から廃止する変更でございます。図では②となっております。3つ目は、現地測量、実施設計に伴いまして区域の拡大及び縮小による変更でございます。③の箇所で複数箇所あります。

6ページをご覧ください。

まず、①の河口部における河川区域の拡大による変更でございますが、当初決定した河川の区域が青色点線で囲まれた区域でございます。変更が青色実線

で囲まれた区域です。また、当初決定した海岸の区域を緑色点線、変更した部分が緑色実線で囲まれた区域です。

図の下にあるように右側の海岸の護岸につきましては、高波から海岸を守るような構造になっております。左側の図面にありますように、河川堤防につきましては、河川の増水から背後地を守る構造になっております。

当初、海岸堤防につきましては、河川側に巻き込むような形で奥の方まで、計画していましたが、詳細設計を行ったところ、背後地の安全が確保されまして、橋梁を含め、各施設が機能を十分発揮できるような最適な位置を検討した結果、手前側の位置に決定いたしまして、河川の区域、赤色の部分を拡大するものでございます。

7ページをご覧ください

次に②の道路橋梁の橋台背面箇所を河川区域から廃止する変更でございます。図は、諏訪川と県道小名浜四倉線の交差する箇所でございます。ここでは、県道の橋梁の架け替えをすることになっております。当初、都市計画決定時には、橋梁の位置や詳細が決定されていなかったことから、下の図の横断面図がございまして断面図ですが、黄色い部分を含めた堤防全体を河川区域として都市計画決定しましたが、橋梁の位置と高さ、護岸の一部となる橋台の位置が確定したものでございまして、橋台までを河川区域、背面は道路区域ということで、黄色の部分の廃止するものでございます。

8ページをご覧ください

次に③の現地測量、実施設計に伴う区域の拡大及び縮小による変更でございますが、図の下の河川の断面をご覧ください。左側では、堤防背面の地盤が当初想定より実測で測ったところ低かったことから、堤防の法長が長くなりまして、赤色の部分が増えてまいります。また逆に、右側の方では地盤の高さが想定より高かったため、堤防の法長が短くなりまして、黄色の部分の廃止する変更となります。以上で資料の説明を終わります。

次に 議案書の説明を行います。議案書の4ページをご覧ください。

議案第1984号いわき都市計画河川の変更について、都市計画河川を次のように変更いたします。名称、番号3、河川名諏訪川、位置、起点左岸右岸ともいわき市豊間塩場、終点 左岸右岸ともいわき市豊間字下ノ内、区域 幅員29mから72m、延長 約490m、構造 構造形式 堤防式、単断面式となっております。備考といたしまして本河川は二級河川です。以上のように今回の変更では、左岸延長の変更やそれと一部の幅員変更でございますので、上記項目では、変更として赤字は出てまいりません。

5ページをご覧ください

理由につきましては、先ほど資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。また、参考といたしまして、都市計画案の縦覧及び意見書の提出でございますが、平成26年9月9日から平成26年9月24日まで案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

(議長)

はい、それでは、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それでは、ご意見もないということでございますので、議案第1984号について、ご異議ございませんでしょうか。

(意義なし)

ご異議なしと認め、議案第1984号いわき都市計画河川の変更については、原案のとおり同意するということに決定いたします。

それでは、次の議案に移らせていただきます。議案第1985号の特殊建築物の敷地の位置について事務局より説明願います

(事務局)

はい、それではまず、建築基準法第51条のただし書きについて説明を行いまして、その後議案について説明いたします。スクリーンをご覧ください。

また、お手元の資料では、資料3の1ページをお開き下さい

建築基準法第51条では、都市計画区域内において、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚水処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物につきましては、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないとの記載がございます。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は、政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りではないとされております

2ページをご覧ください

建築基準法第51条で定めるその他政令で定める処理施設とは、廃棄物処理法施行令第5条に規定するごみ処理施設及び同令第7条に規定する産業廃棄物処理施設を指します。どちらも一日あたりの処理能力が5トンを超える施設が対象でございます。木くず、がれき類の破碎施設は、第7条に規定する産業廃棄物処理施設となります。

3 ページをご覧ください。

産業廃棄物処理施設の設置に関する必要な手続きは、県の地方振興局で審査する産業廃棄物の処理および清掃に関する法律いわゆる廃掃法による許可と建築基準法第 51 条による都市計画における敷地の位置の決定又は、ただし書きによる敷地の位置に関する許可が必要でございます。

4 ページをご覧ください。

都市計画上の支障の有無につきましては、以下の 4 つの視点があります。

1 つ目は、都市計画マスタープランとの整合、2 つ目が、土地利用計画との整合、3 つ目が、都市計画施設との整合、4 つ目といたしまして市街地開発事業との整合が必要となります。

5 ページをご覧ください。

本議案の施設の位置でございますが、県中都市計画区域の南部、須賀川市の北部になりまして、仁井田地区という所に位置しております。須賀川市を縦断いたします国道 4 号と東北新幹線と交差する箇所になります。

6 ページをご覧ください

詳細な図面でございますが、当該施設は市街化調整区域に位置しておりますが、昭和 48 年に自己業務用として開発許可を受けまして、現在の施設が設置されております。

7 ページをご覧ください。

当該施設は、須賀川市マスタープランによれば、その業務環境を維持する地区とされておりました。敷地周辺におきましては、物流施設や建設関連施設等の既存の施設が立地しております。図では、赤く染められている所でございます。なお、施設の概要、敷地の配置等につきましては、特定行政庁である県の建築指導課の方から説明させていただきます。

(議長)

はい、引き続きどうぞ

(建築指導課)

建築指導課の新関と申します。よろしく申し上げます。私の方から会社の概要についてご説明させていただきます。

会社の概要でございますが、社名、大成ロテック株式会社、代表者、代表取締役社長、藪田英俊、本社所在地、東京都新宿区西新宿 8 丁目 17 番 1 号、現在の事業であります。道路工事等の設計、施工、監理及びコンサルティング、上記工事の諸材料の製造及び販売、建設機械器具の設計、製作、販売、修理及び賃貸、それから産業廃棄物処理に関する事業を行っております。産業廃棄物

処理施設（中間施設）の概要であります。施設名、大成ロテック株式会社郡山合材工場、所在地、須賀川市滑川字西山19番1外9筆、敷地面積、21,196.02 m²、建物面積、2,905.27 m²、処理施設ですが、破砕施設（破砕機）の処理能力としてがれき類が、1,560 t/日あたりです。これが、がれき類の破砕処理施設は一日あたり処理能力5 t/日を超えるものですから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の許可対象施設となります。中間処理材の種類及び流通ですが、受入品につきましては、コンクリート殻、アスファルト殻になります。出荷品につきましては、再生路盤材、再生骨材となります。

続きまして、今回建てられる施設であります。次の9ページをお願いします。今回、建てられる施設で51条の対象につきましては、ピンク色でかかげております敷地の西の方に建てられます。粗破砕機・破砕機を覆う建屋になっております。それと南側の方にある倉庫類が若干あります。それから今回51条の対象ではありませんが、事務所が新設されようになっております。中ほどの青色で示してあります。

続きまして、現地写真をご覧ください。出入口の状況を写したものであります。写真Aが国道4号から見た出入口の写真です。B、Cにつきましては、国道4号の北方向と南方向を見た写真であります。

次の11ページをご覧ください。搬出入導線図であります。がれき類の産業廃棄物を積んだトラックは、国道4号からこの敷地内に入ります。まず、トラックスケールを通りまして重さを量り、アスファルト殻ストックヤードまたコンクリート殻等ストックヤードにがれき類が降ろされます。その後今回の粗破砕機、破砕機を通りまして再生材ストックヤードの方に、砕かれた製品がストックされます。これにおいては、骨材・製品ということになります。この製品につきましては、今の経路をたどって国道4号から各地へ搬出されるようになります。続きまして、破砕処理施設の詳細図であります。これは、粗破砕機、ロールクラッシャと呼ばれる粗破砕機、それからインパクトクラッシャと呼ばれる破砕機、この大きなもの2つが、主な機械となっておりますがこれを覆う建屋が建築物とになっております。以上で私の方からの説明を終わります。

それでは引き続き13ページをご覧ください。

先程説明した4つの視点から、当該施設の状態について説明させていただきます。

まず1つ目の、市町村都市計画マスタープランとの関係でございますが、当該地区は、仁井田地区滑川に位置しまして、敷地周辺に物流施設や先程見ていただいたように建設関連施設等が立地しております。

須賀川市マスタープランでは、その業務環境を維持していく地区とされておりまして、当該地区は、既設施設の更新であり、業務環境を改変するものでは

ございませんので、須賀川市のマスタープランと整合しており、支障はございません。次に、土地利用計画との関係でございますが、当該地区は市街化調整区域内にございますが、既存施設の更新でございますので、土地利用方針が市のマスタープランとも整合していることから、支障はございません。次に、都市計画施設との関係でございますが、当該地は道路、公園、下水道などの新たな都市施設などの計画はございませんので、支障はありません。最後に、市街地開発事業との関係につきましても、当該地に計画はございませんので、支障はありません。したがって、都市計画上の支障は無いと考えております。なお、本施設につきましては、施設更新に併せまして、敷地の一部を広げることになりますので、都市計画法に基づく開発許可が必要となります。当該地は、市街化調整区域にあることから、別途、福島県開発審査会においての、審議がございます。

次に、議案書の説明を行います。議案書の6ページをご覧ください。

特殊建築物の敷地の位置について、本議案は、建築基準法第51条のただし書きの規定に基づきまして、次の特殊建築物への敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものでございます。

なお、名称、位置、面積、用途につきましては、先程資料で説明しましたので、省略させていただきます。

申請理由は、当該施設は産業廃棄物処理施設として、がれき類の破砕処理施設を設置するにあたり、1日あたりの処理能力が5tを超えることから、建築基準法第51条のただし書きの許可を得ようとするものでございます。

当該地の都市計画制限といたしまして、区域区分は市街化調整区域でございます。用途地域につきましては、市街化調整区域なのでございません。以上で説明を終わります。

(議長)

只今の説明につきましてご質問、ご意見をいただきたいと思っております。はい、どうぞ

(17番 宮本委員)

17番 宮本です。この審議会では、都市計画上の支障があるかどうかということの審議ということですが、この説明の中で既存の施設の更新であり、それぞれの支障があるかどうかですが、既存の施設でどういう事業をやっている、そして、それがどういう更新になるのか、もう少し詳しくお聞かせをいただけるとありがたいと思っております。

(議長)

はい、事務局

(事務局)

はい、資料で説明いたします。9ページをお開きください。

がれき施設の破砕処理施設ですが、現在もその作業をやっております。

この敷地の中ほどにあります。既存破砕施設(撤去)というのがあります。これが、コンクリート殻の破砕をやっております。現在の能力は1日当たり527tですが、今回、西の方に作る、先程の処理施設の能力は1日当たり1,560tと同じがれきの処理の破砕をやっておりますが、能力が上がるということです。

また新しい施設ができた後には、今までの既存施設こちらは、撤去するようになります。

(議長)

はい、よろしいでしょうか。

(17番 宮本委員)

17番 宮本です。そうすると処理量は約3倍位に増えるということですが、周辺環境への影響は基本的にはあまりないというふうに考えてよろしいでしょうか。周辺住民との関係は、特別に何か説明会を開くなど、そういう手だてが必要な施設ということになるのか、その法的な必要性が無いとしても、住民に対しては何らかの説明が、行われていると捉えていいのかどうか確認しておきたいと思います。

(議長)

はい、事務局

(事務局)

はい、住民の合意につきましては、廃掃法の許可がこれとは違う許可がありますので、そちらの方で住民合意形成の審査がなされております。平成24年度から計5回にわたり住民説明会を開催しております。その説明をしている結果、その理解は図られておまして、事業者からは、全員の合意書、それから住民につきましては、1名だけ合意をしないという方がいらっしゃるようですが、代わりに反対ではないという意見を頂いているようであります。それからこの施設の悪影響といえますか、やはり破砕機でありますので、振動、音、粉塵が

考えられますが、粉塵につきましては今行っている作業は建屋がなく、外で行っている作業です。今回の破砕機は建屋の中に囲まれますので、粉塵については大分軽減されると思います。さらに騒音、振動につきましても、その機械を基礎の上にスプリングをかませて、その上に載せるということなので、現在の振動、騒音は軽減されると聞いております。以上です。

(議長)

はい、ということです。

(17番 宮本委員)

はい、ありがとうございます。確認ですけれど周辺住民と言った時に、この施設から何mのどの距離の範囲のことを、指しているのかですね。

(議長)

はい、事務局

(事務局)

はい、今回先程の廃掃法に基づく説明なんですが、200m範囲においてその住民に対して説明を行っているということです。

(議長)

はい、どうぞ

(17番 宮本委員)

そうしますと、200mの中に住んでらっしゃる世帯は、何世帯になるんですか。

(議長)

事務局

(事務局)

はい、24世帯になっています。

(議長)

はい、よろしいですか。

(4番 品川委員)

4番品川ですが、今の宮本委員の質問と内容的に重なりますが確認ですけれども、この新しい設備、新設設備でも、環境基準、粉塵、大気汚染、排水、汚水、それから放射性物質の確認、検証は全部環境基準をクリアしていますよね。と申しますのは、PM2.5ではありませんけれども、風向きによっては200m圏内に留まる保障は何もない訳で、郡山地区を含めて近隣市町村に拡散する可能性がありますので、拡散したとしても問題のない環境基準をクリアしているかどうか、確認したいと思います。

(議長)

はい、事務局

(事務局)

はい、廃掃法の許可申請におきまして、生活環境影響調査においてその基準をクリアしていることを確認しております。先程の放射能についてなんですが、放射能については環境基準がないということで、今回につきましては基準がない中ではありますが、敷地内の空間線量、それからがれき類を搬入する場合の線量、また製品を出荷する場合の線量、また敷地内の排水の箇所の線量といったもの、敷地内の10数か所において会社の方で測るということ聞いております。その許容値につきまして1mの空間線量0.23 μ Sv以下を自社基準で定めて運用していくということ聞いております。

(議長)

はい

(4番 品川委員)

4番品川です。この基準は各法令による基準なのか、または担当部局で決めている要綱なのか。

(事務局)

県中地方振興局県民環境部の熊田と申します。

今回の案件は騒音であれば騒音規制法、振動であれば振動防止法による法の規制値をクリアしております。放射性物質においては、規定がありませんのであくまで自主規制で企業側の方で対応しております。

(4番 品川委員)

昨年、環境四法が改正になり、放射性物質の規制が含むことになったのではないのでしょうか。環境四法を全部クリアしたのかどうか。今後は環境四法をクリアしたものを提出願います。

(事務局)

確認させていただきます。

(議長)

それでは、他にご質問、ご意見ございますでしょうか。他にご意見もないようですので今回ただし書き案件の参考資料もありますので、手続きのところをもう一度、確認をするという意味で参考資料の説明をお願いいたします。

(事務局)

参考資料として付けさせていただいております。

先程説明いたしました但し書きの都市計画審議会におきましては、敷地の位置に係る審査を行うものでございまして、資料左側のフローになっております。これは先程、図面で説明させていただいております。今回は施設更新に併せまして、敷地の一部が広がることとございまして、別途、福島県開発審査会における審査がございまして、当該建築物の更新許可につきましては、今後開かれます福島県開発審査会の承認が必要となってきます。左側のフローで今回、敷地の位置についてはいいでしょうということですが、右側の、開発審査会において、承認が得られた後に、建築基準法第51条ただし書きの許可、最終的には産業廃棄物処理場の設置という方向に向かうのですが、仮に未承認となった場合につきましては、また、こちらの都市計画審議会でも報告されます。承認の場合でも次回の都市計画審議会において、報告されて許可の方に向かわれますが、未承認の場合、当然また、都市計画審議会の方に報告があり、そして建築の許可がされないということになります。以上でございます。

(議長)

はい、ということは、今回ただし書きというところに書かれております。よろしいでしょうか。それでは他に、ご意見もないということとございまして、議案第1985号についてご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(議長)

ご異議なしと認め、議案第 1985 号「特殊建築物の敷地の位置について」は、都市計画上の位置については、支障なしといたします。

次に、報告事項に入りたいと思います。次第の 3 番、報告事項の (1) にあります、第 168 回福島県都市計画審議会に付議され、告示された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは報告いたします。議案書の 7 ページをご覧ください

第 168 回福島県都市計画審議会に付議された案件は、次の通り告示及び公告されました。議案番号 議案第 1981 号、議案名 県南都市計画道路の変更について路線は 2 路線ございまして、まず、都市計画道路白河駅白坂線につきましては、告示年月日 平成 26 年 8 月 8 日、告示番号 福島県告示第 477 号、次に、都市計画道路白河中央線につきましては、告示年月日 平成 26 年 8 月 12 日、告示番号 福島県告示第 483 号でございます。

以上で報告を終わります。

(議長)

ただいまの報告事項に関して、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

本日の審議事項は、以上でございます。終始慎重に御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局にお返しいたします。

(事務局)

熱心な御議論ありがとうございました。以上をもちまして、第 169 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

なお、県庁外来駐車場をご利用されている方につきましては、会場入口におきまして無料処理をしておりますのでご利用ください。

(開催時間：1 時間 8 分)

以上の通り相違ないことを証します。

8 番 森 恭子

1 1 番 橋本 摂子